

東京都市計画道路幹線街路放射第5号線

第2号

三建・放5かわら版

VOL.2 2014. 4
【発行】
東京都第三建設事務所
〒164-0001
中野区中野4-8-1-2F
TEL.03-3387-5347

歩道橋及び横断歩道の設置

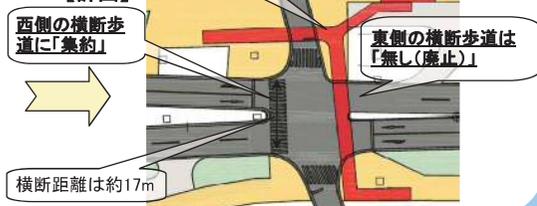
富士見丘小学校前交差点、昌栄橋交差点にある歩道橋と横断歩道は、以下の「1）歩道橋の考え方」「2）横断歩道の考え方」に基づき、計画しています。

○富士見丘小学校前交差点

【現在】

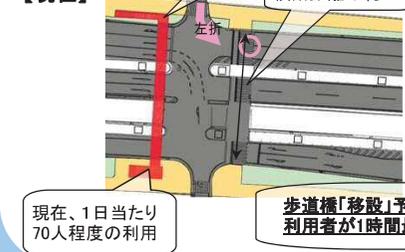


【計画】

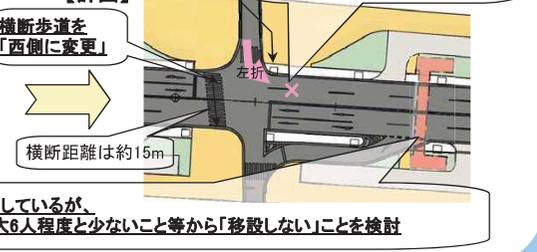


○昌栄橋交差点

【現在】



【計画】



1) 歩道橋の考え方

歩道橋は、交通安全対策上昭和40年代に集中的に整備していましたが、当時とは利用状況が変化し役割を終えたもの（以下に該当するもの）については撤去することとしております。

- ① 利用者が少ない
- ② 近傍に横断歩道が設置されている
- ③ 通学路の指定がない

2) 横断歩道の考え方

信号機が設置されている交差点では、原則として横断歩道を設置しています。ただし、以下に示す場所については、原則として横断歩道を設置しないものとしています。*1

- ① 横断歩行者数が極端に少ない場所
- ② 歩道橋等の立体横断施設のある場所の直近部
- ③ 車道幅員が概ね3.5m以下の場所、歩行者の滞留スペースのない場所等横断歩道の設置が適当でない場所

*1 警察庁、交通規制基準（平成23年2月4日）

問合せ先・郵送先

東京都 第三建設事務所 工事第一課 環境対策担当係
TEL 03-3387-5347

【発行】

東京都第三建設事務所 工事第一課
東京都中野区中野4-8-1 中野区総合庁舎2階

第三建設事務所のHP
<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/sanken/index.html>

平成26年度
登録1号



基本的な考え方

平成25年11月の説明会以降、現在の沿道空間について、様々な意見が寄せられました。そこで、「沿道空間の新たな配置計画」の基本的な考え方を以下に示します。

現在の沿道空間に対する意見

- ・自転車と歩行者（児童、高齢者等）との錯綜を無くして欲しい
- ・街路樹は、春の花、夏の木陰、秋の紅葉と季節感が感じられる
- ・大きい街路樹に癒される（目隠しの役割）
- ・落ち葉が迷惑
- ・繁茂した街路樹で暗いため防犯面で心配
- ・植樹帯の幅が広いので、違法駐車がある
- ・植樹帯に自転車やバイクが駐輪されている

【現状の断面構成イメージ】



沿道空間の新たな配置計画

- ・見通しが良く、明るい、広がりのある空間
- ・本線と分離した沿道空間（本線は高架下へ）
- ・沿道へのアクセスの良い副道
- ・自転車と歩行者を分離した安全な歩道空間（歩道拡幅）
- ・歩道に適度な木陰
- ・落葉の清掃が楽な街路樹の配置
- ・歩道拡幅等に伴う植樹帯の配置変更及び既存街路樹の更新（既存樹木を伐採し、新たな植樹）

【将来の断面構成イメージ】



「副道」は、沿道の宅地等と本線を結ぶ（沿道にアクセスする）ための道路 「本線」は、通過する交通を主として担う道路

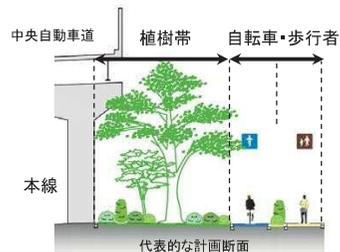
なお、限られた沿道空間で配置するため、場所によっては、上記の新たな配置計画と違う配置となる場所があります。詳しくは、2から3頁をご覧ください。

ブロック別の「沿道空間の新たな配置計画」

放5（高井戸西区間）の改良事業（環8から富士見ヶ丘グラウンドまでの約0.9km）には、中央自動車道の橋脚やオフランプ（中央道出口）、歩道橋、側道（環8との交差点付近）があるため、1頁で示した沿道空間の新たな配置計画の基本的な考え方とは異なる場所があります。そこで、aからhまでの8つのブロックに分け、代表的な計画断面と特徴を下記に示します。

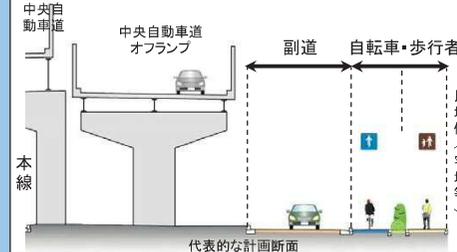
a. グラウンド前ブロック

現在の歩道を広げ、築堤を無くすることで、新たな植樹帯を設けます。これにより、基本的な考え方に沿った沿道空間の配置ができます。なお、本ブロックでは副道はありません。



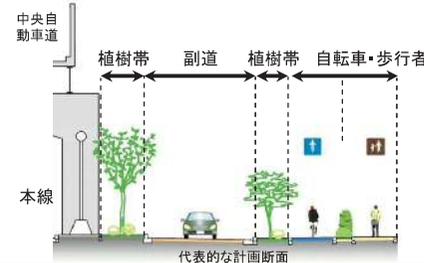
c. 昭栄公園ブロック

現在の歩道を広げることにより植樹帯が無くなります。これにより、基本的な考え方とは異なる配置となりますが、歩行者、自転車の分離ができ、安全性の向上が期待できます。なお、浴風園前の植樹帯は残りますが、本線と副道間の配置となります。



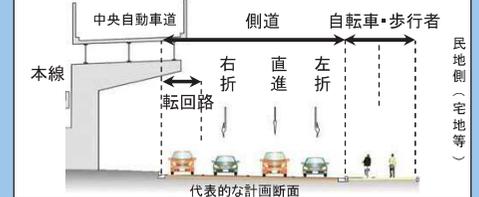
e. みどり公園ブロック

現在の歩道を広げ、植樹帯の配置を変更します。これにより、基本的な考え方に沿った沿道空間の配置ができます。

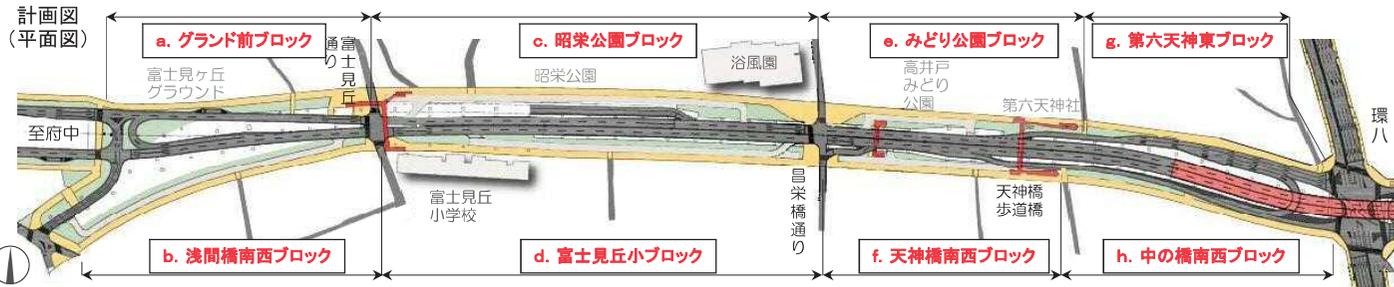


g. 第六天神東ブロック

中の橋交差点の安全対策、交通円滑化対策のために放5上下線の右折を個別処理から同時処理に変更します。そのためには、右折レーンを歩道側に移す必要があります。現在の植樹帯に車道を設置します。並びに、歩道も広げます。これにより、基本的な考え方とは異なる配置となりますが、歩行者、自転車の分離ができ、安全性の向上が期待できます。なお、天神橋歩道橋付近では植樹帯を配置します。



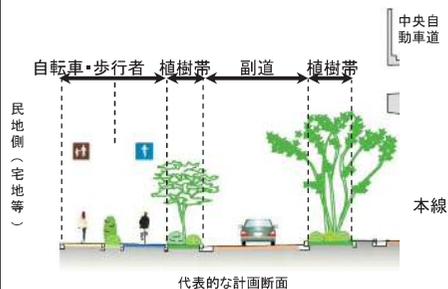
計画図
(平面図)



- 【凡例】
- 車道(上高井戸陸橋)
 - 車道(本線、側道、オフランプ)
 - 副道
 - 緑地
 - 自転車空間、歩道
 - 横断歩道橋
 - 高速道路橋脚
- ※現在の図は計画段階の案であり、確定したものではありません。

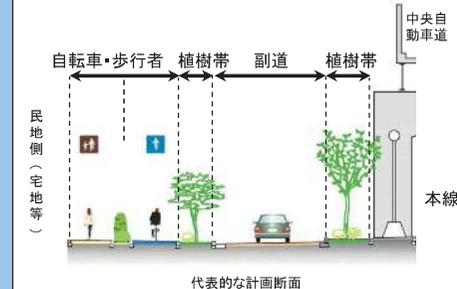
b. 浅間橋南西ブロック

現在の歩道を広げ、築堤を無くすることで、新たな植樹帯を設けます。これにより、基本的な考え方に沿った沿道空間の配置ができます。



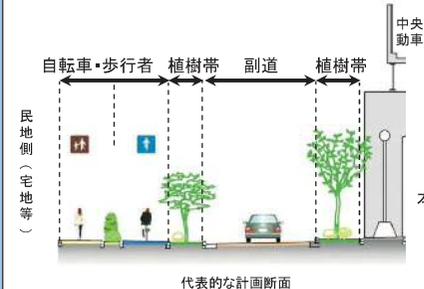
d. 富士見丘小ブロック

現在の歩道を広げ、植樹帯の配置を変更します。これにより、基本的な考え方に沿った沿道空間の配置ができます。



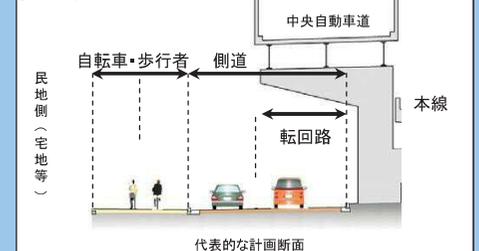
f. 天神橋南西ブロック

現在の歩道を広げ、植樹帯の配置を変更します。これにより、基本的な考え方に沿った沿道空間の配置ができます。



h. 中の橋南西ブロック

現在の歩道を広げ、側道に転回路を新たに設置することから植樹帯が無くなります。これにより、基本的な考え方とは異なる配置となりますが、歩行者、自転車の分離ができ、安全性の向上が期待できます。なお、天神橋歩道橋付近では植樹帯を配置します。



沿道空間の新たな配置計画の話し合いについて

「沿道空間の新たな配置計画」のご意見をお聴きする話し合いの進め方は、右の通りです。

- ①対象者は「放5（高井戸西区間）に直接面してお住まいの方」と「放5（高井戸西区間）と接する道路に直接面してお住まいの方（1区画目まで）」
 - ②ブロック毎に話し合いを実施
- ※対象者の方には、別途、話し合いについてのご案内を送付します。
※参加人数を踏まえ話し合いのブロックを決めます。

沿道空間（副道、自転車空間、歩道、植樹帯）の新たな配置計画等に関するアンケート

ご住所： _____

ご氏名： _____

【ご記入にあたってのお願い】

◎頂いたご意見は目的（標題の検討）以外に使用することはありません。

◎ご記入がおわりましたら、本用紙を平成26年5月7日（水）までに、同封の封筒で返信をお願いします。なお、封筒に記載の差出有効期間外の投函は、差出人様への返信となり、料金もご自身の負担となるので、ご注意ねがいます。

◎ご記入にあたり不明な点等がある場合には、裏面の問合せ先までご連絡ください。

問1から9は、三建・放5かわら版第2号と対応しています。

ご一読後、【回答】に該当する番号に○をお願いします。

※以下、問1から4は「三建・放5かわら版 “1頁”」の内容について、ご意見を伺います。

問1. 「基本的な考え方（沿道空間の新たな配置計画）」について

【回答】 a. 賛成 b. 反対 c. どちらでもよい

【理由】 _____

問2. 「自転車と歩道者を分離した安全な利用空間確保（歩道拡幅）」について

【回答】 a. 賛成 b. 反対 c. どちらでもよい

【理由】 _____

問3. 「歩道拡幅等に伴う植樹帯の配置変更（適度な木陰、落葉の清掃が楽、橋脚の目隠し等の役割）」について

【回答】 a. 賛成 b. 反対 c. どちらでもよい

【理由】 _____

問4. 「（歩道拡幅等による）植樹帯の配置変更に伴う街路樹の更新（既存樹木を伐採し、新たな植樹）」について

【回答】 a. 賛成 b. 反対 c. どちらでもよい

【理由】 _____

裏も引き続き、お願いします。

※以下、問5と6は「三建・放5かわら版 “2、3頁”」の内容について、ご意見を伺います。

問5. 「c. 昭栄公園ブロック」、「g. 第六天神東ブロック」、「h. 中の橋南西ブロック」の自転車、歩行者の分離（歩道拡幅）に伴う「植樹帯無し」について

【回答】 a. 賛成 b. 反対 c. どちらでもよい

【理由】

問6. 「a. グランド前ブロック」、「b. 浅間橋南西ブロック」にある自転車、歩行者の分離（歩道拡幅）に伴う「築堤（土盛りの上に樹木）から植樹帯へ変更」について

【回答】 a. 賛成 b. 反対 c. どちらでもよい

【理由】

※以下、問7と8は「三建・放5かわら版 “4頁”」の内容について、ご意見を伺います。

問7. 富士見丘交差点の「西側の横断歩道に集約（東側の横断歩道は無し（廃止）」について（※警察庁の交通規制基準により、原則、東側の横断歩道は設置しない）

【回答】 a. 賛成 b. 反対 c. どちらでもよい

【理由】

問8. 利用者が少ないこと等に伴い「昌栄橋歩道橋の撤去後、移設しない」ことについて（※隣接の横断歩道による横断距離は、約36mから約15mに短縮）

【回答】 a. 賛成 b. 反対 c. どちらでもよい

【理由】

※以下、問9のブロックは「三建・放5かわら版 2、3頁」をご確認ください。

問9. 「お住まいの場所」についてお知らせねがいます。

【回答】 a. グランド前ブロック b. 浅間橋南西ブロック c. 昭栄公園ブロック
d. 富士見丘小ブロック e. みどり公園ブロック f. 昌栄橋ブロック
g. 第六天神東ブロック h. 中の橋南西ブロック

②お住まいと放5の間隔はどのくらいですか。

【回答】 a. 放5（高井戸西区間）に直接面している
b. 放5（高井戸西区間）周辺（a. 以外）

③お住まいの形態を御教示ねがいます。

【回答】 a. 持ち家（戸建） b. 持ち家（マンション他） c. 賃貸（マンション・アパート他）

※ ご協力ありがとうございました。

〈問合せ先〉 〒164-0001

東京都中野区中野4-8-1 中野区総合庁舎 2階

東京都第三建設事務所工事第一課環境対策担当係 電話03(3387)5347